

総務省、厚生労働省、
○経済産業省、国土交通省、令第一号
環境省、防衛省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百五十七号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表P F O S又はその塩の項第四号を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣 片山 善博

厚生労働大臣 細川 律夫

経済産業大臣 海江田万里

国土交通大臣 大島 章宏

環境大臣 松本 龍

防衛大臣 北澤 俊美

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

総務省、厚生労働省、
環境省、防衛省

題名中「第三条の三」を「第九条」に改める。

附則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。